



イタリアの公益通報者保護制度について

執筆者： 弁護士 茂木 諭
弁護士 蓮輪 真紀子

September 2023

In brief

イタリア議会は、2023 年 3 月 9 日、Legislative Decree No.24 of 10 March 2023 (以下「Decree」といいます。)を承認しました。これは、2019 年 11 月 26 日に公布され、同年 12 月 16 日に施行された EU 公益通報者保護指令(Directive (EU) 2019/1937 on the protection of whistleblowers)を施行するために整備されたイタリアの国内法です。Decree は、2023 年 3 月 30 日から施行されています。

本ニュースレターでは、Decree の概要について説明いたします。

In detail

1. Decree の目的

公益通報は、違法行為を探知するための重要な手段として認識されていますが、その効果的な運用のためには、適切かつバランスの取れた通報者の保護が極めて重要です。

そこで、報復や不利益から通報者をより確実に保護し、公益通報の利用を促進するため、イタリア議会は、2019 年 12 月 16 日に施行された EU 公益通報者保護指令を施行するための Decree を 2023 年 3 月 9 日付けで承認しました。

Decree の目的は、通報者が勤務する公共機関又は民間企業において、これらの利益を害するような EU 法又は国内法違反が行われたことを発見し、これを通報した場合に、当該通報者の法的保護を強化することにあります。また、公益通報を通じて、適法性及びコンプライアンスを重視した組織の環境を整えることも目的の一つとされています。

2. Decree の位置付け

EU 公益通報者保護指令は、通報者の保護に関し、全ての EU 加盟国が保障しなければならない最低限度の基準を示したものであり、その内容は今回の Decree にも反映されています。したがって、EU 公益通報者保護指令と Decree の間に、重大な相違点はありません。

次項以降では、Decree における主な内容として、以下の点につき、それぞれ概要を説明し、最後に従来の法制度との違いを確認します。

- 適用対象
- 通報の内部受付窓口
- 通報の外部受付窓口
- 罰則
- 適用時期

3. 適用対象

(1) 公益通報制度を整備する義務を負う組織

Decree は、民間企業については、イタリア法人(イタリア法を準拠法として設立された法人)にのみ適用されます。具体的に、公益通報制度を整備する義務を負う対象となる組織は、以下のとおりです。

パブリックセクター	イタリアの政府機関、地方自治体及び公営企業
民間企業	- 過去 1 年間に平均して 50 人以上の従業員を雇用した企業(有期雇用及び無期雇用のいずれも含む。) - 過去 1 年間に平均して 50 人未満の従業員を雇用した企業であって、EU レベルで規制される特定の分野で事業を行う企業 例) 銀行、クレジット、投資、保険及び再保険、企業年金又は個人年金、証券、投資ファンド、支払サービス等 - 過去 1 年間に平均して 50 人未満の従業員を雇用した企業であって、いわゆる「231 モデル」を構築している企業

「231 モデル」とは、企業の犯罪行為に関する経営責任について規定する、Legislative Decree of No.231 of 8 June 2001(以下「L.D.231」といいます。)に基づく組織モデルです¹。Decree が制定される前は、L.D.231 だけが公益通報制度について規定していたことから、231 モデルを構築している企業も Decree の適用対象となっています。

(2) 保護される通報対象事実

Decree は、公共の利益を害し、又は行政機関若しくは民間企業の品位を損なう違反行為(作為又は不作為)を通報した者の保護について規定しています。具体的には、例えば、職場環境における以下の事項が通報対象事実として挙げられています。

- 行政、会計、民事又は刑事上の違反
- L.D.231 において言及されている犯罪(汚職、マネー・ローンダリング、労働安全衛生に関する犯罪、市場における不正取引など)
- EU の財政的利益を害する作為又は不作為(VAT(付加価値税)に関する犯罪など)

(3) 保護される通報者

報告の時点において、通報者が、通報の内容である違反に関する情報が真実であると信ずるに足る合理的な理由があり、その情報が Decree に定められた通報対象事実の範囲内にある場合に、当該通報者は、法的保護を受ける対象となります。

また、通報対象事実に関連する組織又は通報者に広く関係する全ての者が、通報者として法的保護を受けられるものとされています。具体的には、以下のとおりです。

- 行政機関の職員及び民間企業の従業員
- 自営業者(例えば、弁護士)
- ボランティア、有給又は無給の研修生
- 株主
- 企業の管理、経営又は監督機関に所属する者
- 請負業者、下請業者及びサプライヤーの監督及び指示の下で働く者

¹ L.D.231 によれば、企業の経営陣が、犯罪行為が行われる前に、同様の犯罪行為が発生することを防ぐに足る、組織的な経営管理モデル(231 モデル)を構築し、有効に実行している場合には、企業は、当該犯罪行為について責任を負わないものとされています。

4. 通報の内部受付窓口

Decree が適用される企業は、通報者及び通報事実に関連する第三者の身元に関する秘密が確実に守られるように設計、構築及び運営される、通報の内部受付窓口を設置することが要求されます。

また、通報の内部受付窓口は、特別な研修を受けた、独立した専門部署又は独立した第三者によって、管理されなければなりません。

5. 通報の外部受付窓口

雇用する従業員の数に関わらず、全ての種類の企業は、前述のとおり設置義務のある内部受付窓口の他に、National Anticorruption Authority (ANAC) により管理される通報の外部受付窓口も利用することができます。なお、この外部受付窓口は、各企業における通報の内部受付窓口を補うものであって、これに代わるものではないため、外部受付窓口を利用する場合でも、前述の内部受付窓口の設置義務が免除されるものではありません。

6. 罰則

通報の内部受付窓口及び手続を整備しなかった企業、又はこれらを整備したものの規制を遵守していない企業に対しては、€10,000 から€50,000 の行政罰が科されます。

一方で、名誉毀損又は誹謗中傷に当たるような通報を行った通報者に対しては、€500 から€2,500 の行政罰が科されるものとされており、不当な通報の濫発を防ぐ一定の枠組みも設けられています。

7. 適用時期

通報の内部受付窓口の導入又は更新をすべき時期は、適用対象となる組織ごとに以下のとおり定められています。

パブリックセクター	2023 年 7 月 15 日	
民間企業	過去 1 年間に平均して 249 人以上の従業員を雇用している民間企業	2023 年 7 月 15 日
	過去 1 年間に平均して 50 人以上の従業員を雇用している民間企業	2023 年 12 月 17 日

8. Decree により新たに導入される事項

前述のとおり、L.D.231 など従来の法規制により一定の公益通報者の保護制度が定められていたことから、これらに従って、イタリアの多くの企業では既に何らかの通報の受付体制を構築しているものと思われます。今回、Decree により新たに導入される事項は、以下のとおりです。

通報対象事実	L.D.231 に規定される犯罪に該当する行為などに加え、 国内法又は EU 法違反に該当する行為 が対象となります。
通報の宛先	通報の内部受付窓口は、特別な研修を受け、 独立した専門部署又は独立した第三者 によって、管理されなければなりません。また Decree では、労働組合の代表者との間で、事前の情報共有が必要となります。
通報者	通報者としての資格を有するのは当該企業の従業員だけではなく、 保護の対象が拡大 されています（例えば、インターン、研修生、仲介業者、フリーランス労働者、株主及び管理・経営・監督の役割を担う者）。
機密保持及び情報処理	- 通報を管理する上で不要な個人情報は、直ちに削除されなければなりません。 - 通報の内部受付窓口は、DPIA（個人データ保護影響評価）の対象となります。 - 通報に係る情報の保存期間は、5 年以下でなければなりません。
通報管理の期限	通報を受け付けたことを 7 日以内に知らせます。

	• 通報者に対し、3 か月以内に、フィードバックを提供します。
通報の方法	• 書面: 電磁的方法によるものを含みます。 • 口頭: 電話、音声メッセージシステム又は対面の方法があります。

The takeaway

企業不祥事を未然に防ぐ観点から、実効的に機能する公益通報制度の構築及び維持は、極めて重要です。また、近時では、ESG(環境・社会・ガバナンス)を重視する投資家の期待に応えるという観点からも、企業経営の健全性をアピールすることが望ましいといえます。

グローバルに事業を展開する企業においては、各国における法制度を踏まえた上で、公益通報制度を整備・運用していく必要があります。この観点から、イタリアに拠点を有する日本のグローバル企業は、Decreeの内容を把握し、社内体制のアップデートをしていくことになります。

また、イタリア法人の買収を検討している日本企業にとっては、買収前のデュー・ディリジェンスにおいて当該イタリア法人が現地の法令を遵守しているかどうかを判断し、買収後に自社グループの既存の公益通報制度との統合を図っていく上で、Decreeの内容を遵守することが欠かせません。

日本の公益通報者保護法を遵守することに加え、各国において順次アップデートされていく公益通報者保護制度に関する法制度の内容も注視していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話: 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

茂木 諭

弁護士

蓮輪 真紀子

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2023 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.